

○学校法人日本医科大学学術ネットワーク運用細則

(平成 27 年 2 月 1 日細則第 1 号)

改正

(目的及び趣旨)

第 1 条 この細則は、学校法人日本医科大学(以下「本法人」という。)における学術ネットワークの円滑な利用を促進し、本法人の教育・研究の充実を図ることを目的とするものである。この目的を達成するために、学校法人日本医科大学情報システムの利用に関する規程に則り、教育・研究の自由を最大限尊重し、利用者が良識的行動規範をもって学術ネットワークが利用できるよう、遵守事項、利用手続き及び行為に対する措置を定める。

(用語の定義)

第 2 条 この細則において、次に掲げる用語は当該各号の定義によるものとする。

(1) 「学術ネットワーク」とは、本法人の教育と研究の充実を図る目的のために設置した以下の情報通信にかかわる装置、設備及び関連事項をいう。

イ 学術 LAN 及びその関連機器

ロ 学内の建屋内に配置した配線及び接続関連機器、各室の情報コンセント

ハ 公衆無線 LAN サービス関連事項

ニ 本ネットワーク上にて提供する電子メール等のサービス関連事項

(2) 「違反行為」とは、法令及び本法人の規程等に反する行為をいう。

(3) 「サービス」とは、プログラムの使用、ハードディスクの使用、通信設備の使用及び学術ネットワークの資源の全部又は一部の提供を意味する。

(管理体制)

第 3 条 本法人に、学術ネットワーク管理責任者(以下「管理責任者」という。)を置き、担当常務理事をもってこれに充てる。

2 管理責任者は、学術ネットワークの管理・運営を統括し、この細則を利用者に周知するとともに、この細則に基づき作成された文書を閲覧に供し保管する。

3 管理責任者の下に、学術ネットワーク運用責任者(以下「運用責任者」という。)を置き、ICT 推進センター長をもってこれに充て、次に掲げる業務を行う。

(1) 学術ネットワークを安全で合理的に運用し、運用上に問題が生じた場合は、速やかに管理責任者に報告し、その解決を図る。

(2) 利用マニュアル及び仕様書等を整備し、本法人内に周知する。

(3) 学術ネットワークの有効活用を図り、機器の配置及び利用について決定する。

(4) 利用者に対して、学術ネットワークの安全な運用に必要な知識及び技能を研修する。

4 運用責任者の下に、学術ネットワーク技術責任者(以下「技術責任者」という。)を置き、ICT推進センター長が指名するICT推進センター職員をもってこれに充て、次に掲げる業務を行う。

(1) 必要に応じて、学術ネットワーク及び接続機器等の変更を、運用責任者の承認を得て行う。

(2) 学術ネットワーク及び接続機器等に問題が生じた場合又は違反行為が発覚した場合は、直ちに運用責任者に報告するとともに、ネットワークの切り離し、ユーザーアカウントの削除等、必要な措置を行う。

(3) 学術ネットワークを使用する情報端末のシステム情報を管理する。

(利用資格)

第4条 学術ネットワークの利用者(以下「利用者」という。)は、次の者とする。

(1) 本法人に所属する常勤の役職員及び非常勤の役職員

(2) 本法人に所属する学生、研究生及び特別研究生

(3) 本法人が設置する学校の卒業生

(4) 名誉理事長、名誉学長、名誉校長、名誉院長及び名誉教授

(5) 学校法人日本医科大学情報システムの利用に関する規程の管理責任者又は運用責任者が必要と認めた者

(情報セキュリティ)

第5条 情報セキュリティを確保するため、次のとおり基本方針を定める。

(1) 本法人内の重要な情報を攻撃による不正な改ざん、破壊、漏洩から守る。

(2) 本法人の学術ネットワークを利用して本法人内外の情報セキュリティを損ねる加害行為を抑止する。

2 管理責任者は、前項の基本方針を遵守し、具体的な対策を講じるとともに、利用者に周知させなければならない。

3 管理責任者は、情報セキュリティを確保するための責任者として、常に最新の情報を取得し、適切なセキュリティ対策が実施されているか定期的に調査・評価し、改善が必要と認められた場合については、速やかにセキュリティレベルの高い、かつ遵守可能な実施手順に更新するようICT推進センターに通知しなければならない。

4 ICT推進センターは、情報セキュリティを確保するための具体的な実施手順を別に定める。

5 利用者は、情報セキュリティの基本方針及び実施手順を遵守しなければならない。

(利用手続き)

第6条 学術ネットワークの利用に関する下記の事項については、所定の書類に必要事項を記入の上、ICT推進センターへ提出し承認を受けなければならない。

(1) 学術ネットワークの利用を開始するとき。

(2) 姓名又は所属勤務地を変更するとき。

- (3) 学術ネットワークの利用を終了するとき。
- (4) パスワードを再設定するとき。
- (5) メーリングリストを登録又は削除するとき。
- (6) 統計解析ソフトを利用するとき。
- (7) PC等の機器を学術ネットワークへ接続、変更、追加、廃止をするとき。

(利用上の遵守事項)

第7条 利用者は、学術ネットワーク全ての利用行為に関して全責任を負い、次の各号を遵守しなければならない。

- (1) 利用者は、学術ネットワーク及びその付属設備を利用又は本法人の情報機器を学術ネットワークに接続するためには、ICT推進センターに利用申請又は装置接続申請をしなければならない。また、利用資格の失効、異動及び変更、接続装置の変更等がある場合、次条に定める申請書を提出しなければならない。
- (2) 学術ネットワークの利用に際しては、管理責任者及びICT推進委員会の指示に従わなければならない。
- (3) 学術ネットワークに接続された機器の管理は、利用者が行わなければならない。
- (4) 学術ネットワーク内のシステム構成機器に情報機器を接続する場合には、その情報機器にウイルス対策ソフトをインストールし、定期的に更新しなくてはならない。
- (5) 発信された電子メールは、その発信者が全ての責任を負わなければならない。

(禁止事項)

第8条 利用者は学術ネットワークについて、次の各号に定める行為を行ってはならない。

- (1) 利用者認証に関して、ID及びパスワードを他人に教えてはならない。
- (2) 他者のアカウントを聞き出し、また、利用してはならない。
- (3) 虚偽又は二重の学術ネットワーク利用申請を行ってはならない。
- (4) 学術ネットワークを使用して、法令に抵触する行為を行ってはならない。
- (5) システムのリソース(計算時間、ハードディスク使用量、通信時間)を大量に消費又は占有し、他の利用者の利用を妨害してはならない。
- (6) 学術ネットワークを破損し、混乱させ、性能を変更する等、故障の原因となるような行為をしてはならない。
- (7) 学術ネットワークに不正なデータを流してはならない。
- (8) Webページ等を利用して社会通念、公序良俗に反する情報を流してはならない。
- (9) 管理責任者の許可なく、学術ネットワークの延長工事をしてはならない。
- (10) 設備又はサービスを営利目的に使用してはならない。
- (11) 業務上知りえた情報や、診療行為中及び授業の資料の写真等を正当な理由なくインターネット上に公開してはならない。

(通信の秘密)

第9条 利用者は、次に定める通信の秘密が守られる。

- (1) 電子メールの内容
 - (2) 個人のファイルの内容
 - (3) アクセス記録、通信記録、個人に関連した統計情報
 - (4) パスワード
 - (5) 対話的な利用における通信内容
 - (6) その他、上記に類似のもの
- 2 前項の規定にかかわらず、運用責任者は次の場合に限り、利用者の通信の秘密を知る可能性がある操作を、技術責任者に対して指示することができる。
- (1) 通信エラーを解消する場合
 - (2) 不正アクセスを遮断する場合
 - (3) 情報セキュリティを維持する場合
 - (4) システム構成機器の故障、交換等でバックアップをする場合
 - (5) 教育及び倫理上の観点から見て、その利用が不適切だと認められた場合
 - (6) その他、上記に類似する場合
- (学術ネットワークで提供しているサービス)

第 10 条 利用者は、学内において次のサービスを利用することができる。

- (1) 学術ネットワークが実施しているサービス
 - (2) インターネットで一般的に開放されているサービス
- 2 前項の規定にかかわらず、次の場合、サービスの提供を停止又は制限する場合がある。
- (1) 自然災害が起きた場合
 - (2) 通信エラーを解消する場合
 - (3) 不正アクセスを遮断する場合
 - (4) 情報セキュリティを維持する場合
 - (5) システム構成機器の故障、交換等でバックアップをする場合
 - (6) 教育及び倫理上の観点から見て、その利用が不適切だと認められた場合
 - (7) その他、上記に類似する場合
- (違反行為に対する措置)

第 11 条 学術ネットワークを利用する上で、違反行為をしたと認められた場合、利用資格の取り消しその他必要な措置(以下「措置」という。)をとる。

- 2 前項の措置は、ICT 推進委員会の議を経て、管理責任者が決定し、これを行う。
- (運用細則の適用)

第 12 条 この細則は、学術ネットワークの利用が本法人の敷地内でなされたか否かを問わず適用される。

(改廃)

第 13 条 この細則の改廃は、担当常務理事の決裁を必要とする。

附 則

この細則は、平成 27 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 29 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、令和 2 年 3 月 1 日から施行する。